

福祉保健課

「温泉施設利用券」と 「はり・きゅう・マッサージ施術券」を交付します

高齢者の健康増進のため、「温泉施設利用券」と 「はり・きゅう・マッサージ施術券」を交付します。 巡回交付日程以外の日でも役場福祉保健課で申請 していただければ交付します。六郷出張所・仙南出 張所でも申請できますが、**後日、ご自宅へ券を送付** することになるため、お手元へ届くまで時間がかか ります。

ご注意ください

- ■下記巡回交付日はそれぞれ指定された会場でしか交 付できませんので、ご注意ください。
- ■千畑地区は美郷町役場3階大会議室で交付します。 階段を上ることが困難な方は、エレベーターをご利 用ください。
- ■巡回交付日程 交付日はたいへん混み合うことが予想されます。ご理解とご協力をお願いします。

会 場	巡回交付日	時 間	持 ち 物
美郷町南ふれあい館 学習室	4月12日(木)	午前9時30分~午後3時	
(旧仙南交流センター)	4月13日(金)	午前9時30分~正午	印鑑
美郷町役場3階大会議室	4月16日(月)	午前9時30分~午後3時	※印鑑をお忘れの場合は交付でき
(旧役場千畑庁舎)	4月17日(火)	午前9時30分~正午	ません。
美郷町保健センター	4月18日(水)	午前9時30分~午後3時	※代理申請・受領の場合は、ご本 人と受領者の印鑑が必要です。
	4月19日(木)	午前9時30分~正午	

■交付の内容

券の種類	内 容	対 象 者
温泉施設利用券	200円割引券を24枚交付します。 町内温泉施設3カ所で利用できます。	町内に住所を有する
はり・きゅう・マッサージ施術券	1,000円割引券を12枚交付します。	満65歳以上の方

※昭和22年、昭和23年生まれの方は、誕生月の初日から申請できます。 例) 昭和22年8月16日生まれの方 → 8月1日から申請・利用可能

■平成23年中に発行した券は 平成24年4月以降は使用で きません

クリーム色の温泉施設利用券	使用できません
水色のはり・きゅう・マッサージ施術券	使用できません

問い合わせ●町福祉保健課 地域包括支援班 ☎0187(84)4907(内線1506)

介護用品を給付します

寝たきり・認知症の高齢者や障がい者などを在宅で 介護している方へ介護用品を支給します。給付を希望 される方は、介護保険被保険者証または障害者手帳と 印鑑をお持ちのうえ窓口へ申請してください。

対 象 者●要介護度4または5と認定された方を介護し ている家族、特別障害者手当受給者または 障害児福祉手当受給者を介護している家族

給付内容●紙おむつ、尿取りパット

給付時期●4月、6月、8月、11月、12月、2月の6回

【申請窓口・問い合わせ】

町福祉保健課

地域包括支援班 ☎0187(84)4907 みさと福祉センター(美郷町社会福祉協議会) **2**0187 (85) 2294

軽度生活援助事業のお知らせ

日常生活上の軽度な援助が必要な方を対象に、軽度 生活援助事業を行っています。利用を希望される方は 印鑑をお持ちのうえ窓口へ申請してください。

対象者●おおむね65歳以上の単身世帯・高齢者のみ の世帯等で、心身の障がいや疾病等により 軽度の生活援助が必要な方(ただし、町民 税非課税世帯に限ります。)

事業内容●シルバー人材センターを利用して家の周り の除雪や手入れなどを行う場合、利用単価 の9割を補助します。

【申請窓口・問い合わせ】

町福祉保健課

地域包括支援班 ☎0187(84)4907 美郷町シルバー人材センター(中央行政センター内) **2**0187(84)0307





モミガラ補助暗渠の施工費用を助成しています

秋田県では、農家等が行うモミガラ補助暗渠の施 工費用の一部を助成しています。

対象農地●①区画整備済みで暗渠排水(本暗渠)が 整備されている水田

> ②モミガラ補助暗渠を施工した次の年に 大豆や枝豆などの転作ができること

助成額

業者等へ施工を委託	作業委託契約額の2/3
する場合	(上限17,000円/10a)
農業生産法人や農家等 が直営施工する場合	上限13,000円/10a

■モミガラ補助暗渠のメリット

- 排水不良が改善されます
- ・大豆や枝豆の収量アップにつながります



問い合わせ●町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908(内線2704)または最寄りの土地改良区まで

農地等を宅地等に転用する場合は手続きが必要です

農業振興地域内の農地等(農用地区域) を宅地等に転用する場合は、農用地区域か ら除外する手続きが必要です。

除外手続きには通常約4カ月半から半年 という長い期間を要することから、1年間 の手続き回数に限りがあります。そのため、 長期的な計画のもとで手続きを進めていく 必要があります。

やむを得ず農用地区域の農地等を利用し て住宅を建築するなどの事業を行わなけれ ばならない場合は早めに農政課までご相談 ください。

※除外目的や農地の条件などによっては除 外手続きができない場合もあります。

農業振興地域整備計画の変更(除外・用途変更)申し出の受付期間は 4月2日(月)~4月27日(金)です。

申し出の際は事前に農政課までご相談ください。

■農業振興地域とは

農業の健全な発展および国土資源の合理的な活用の観点から、 おおむね10年間にわたって総合的に農業の振興を図るべき農用地 と位置付けられた地域のことです。

美郷町では『農業振興地域の整備に関する法律』に基づき「美 郷農業振興地域整備計画 | を定めています。この計画では六郷地 区の都市計画用途地域を除いた美郷町全域が農業振興地域になっ ています。

問い合わせ●町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908(内線2704)

緑の募金へのご協力をお願いします

4月10日から5月31日までの春季緑化運動期間にあ わせて、緑の募金の「家庭募金」と「学校募金」を行 います。活動の趣旨にご賛同いただける方は、ご協力 をお願いします。

■募金活動について

緑の募金は、「緑の募金による森林整備等の推進に関 する法律」に基づき、公益社団法人国土緑化推進機構が 実施主体となって行う募金活動です。各都道府県単位に 設置された緑化推進委員会が年度計画を定めて実施して おり、美郷町は秋田県緑化推進委員会の正会員として 「家庭募金」と「学校募金」への協力をお願いしています。

■募金の活用方法は

皆様から寄せられた募金は、全国的・国際的な活動 への支援や各都道府県における森林整備等の活動支援 に活用されます。

美郷町ではこんなことに活用しています

- 松・杉並木などの樹勢診断 (平成22年度)
- 「全国名水サミットin美郷」 の開催(平成23年度)



問い合わせ●町農政課 農林整備班 ☎0187(84)4908(内線2704)